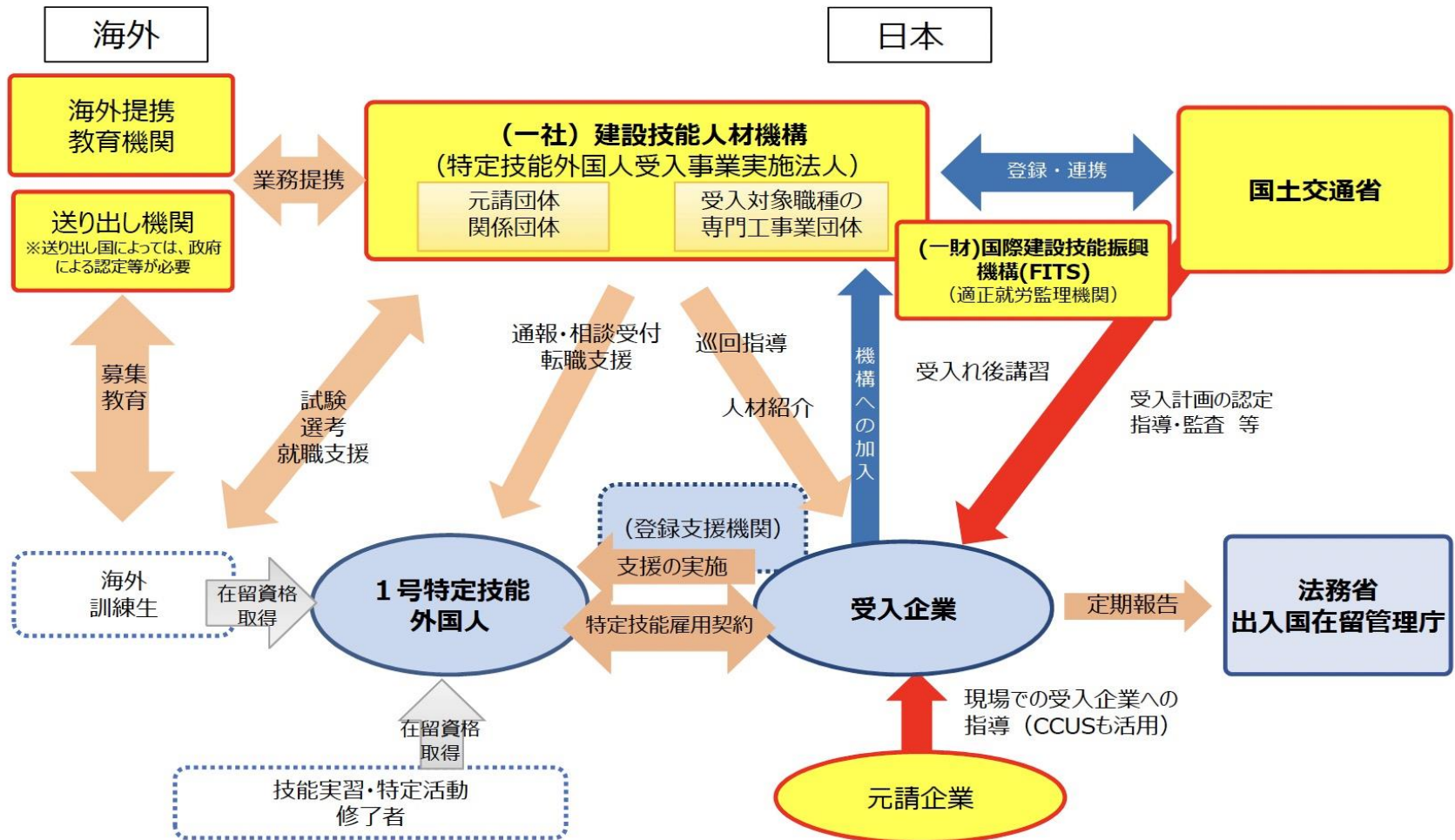


国交省における取り組みの参考

国交省の取り組みによる参考(受入企業への取り締まり)

特定技能(建設分野)の関係機関

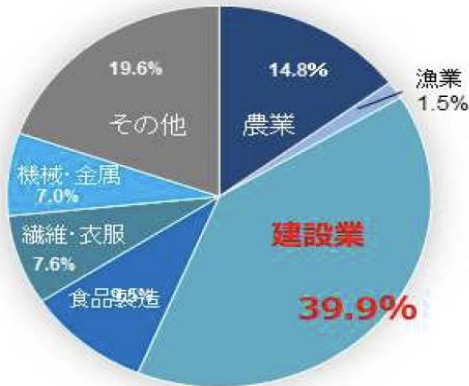


国交省の取り組みによる参考

建設分野独自の仕組みの必要性①

- 技能実習においては、建設分野では他分野に比して突出した割合の失踪者・問題が発生
- その一因には、一部の監理団体において、十分な監理が行われていなかったことがあると考えられることから、**特定技能制度では、国交省による企業の受入計画の審査や、JACの加入を始め、建設業界全体としての外国人受入れの仕組み・ルールの遵守を企業に課し、適正な受入れを実現**

- 技能実習制度では、**建設分野の失踪者数が全体の失踪者数の約40%を占める**



○全分野の技能実習における失踪者率

	技能実習生数	失踪者数	失踪率
H30	424,394人	9,052人	約2.1%

○建設分野の技能実習における失踪者率

	技能実習生数	失踪者数	失踪率
H30	45,990人	3,615人	約 7.9%

- 建設業における**技能実習実施企業の約8割に労働法令違反が発覚**

・労働基準監督署による技能実習生受入企業への監督指導結果

	指導実施事業者数	違反者数	主な違反事項		
R 1 (H31)	1,317	1,048 (79.6%)	賃金台帳	割増賃金	賃金の支払い
			358(27%)	357(27%)	290(22 %)

- ・【参考】建設業企業全体の約6割に労働法令違反が発覚
 ※労働基準監督署による建設企業への定期監督指導結果 (H30)
 指導実施事業者数44,068社のうち、違反者数27,929社 (63.4%)

国交省の取り組みによる参考

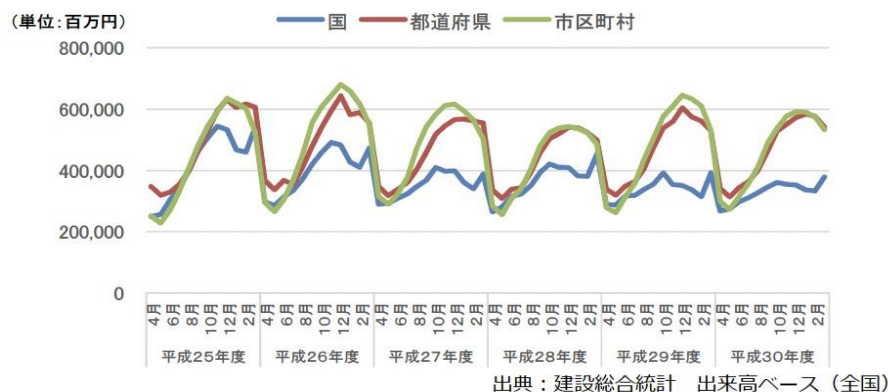
建設分野独自の仕組みの必要性②



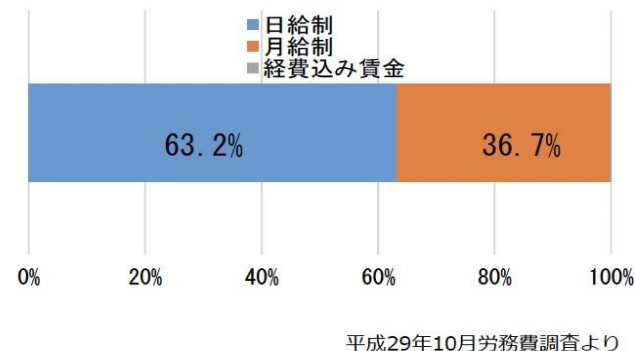
○建設分野の特定技能外国人の受入れにあたっては、業種横断の基準に加え、**建設産業の特性を踏まえ、建設分野特有の基準を設定**

課題1：建設業は、季節による**受注量の変動**が激しい業種。技能労働者の賃金は**6割が日給制**で仕事がないと手取り賃金さが下がる

【国・都道府県・市区町村における平準化の状況】



月給制を義務化



課題2：建設業は、受注した工事ごとに**就労する現場が変わる**

- ⇒ 雇用主による労務管理、就労管理が難しい
- ⇒ 現場ごとに他業者との接触が多く、引き抜き等の可能性が高い



**建設キャリアアップ
システムの登録義務化**

課題3：現場管理は元請、労働者を雇用するのは下請の**専門工事業**者で、中小零細業者が大半



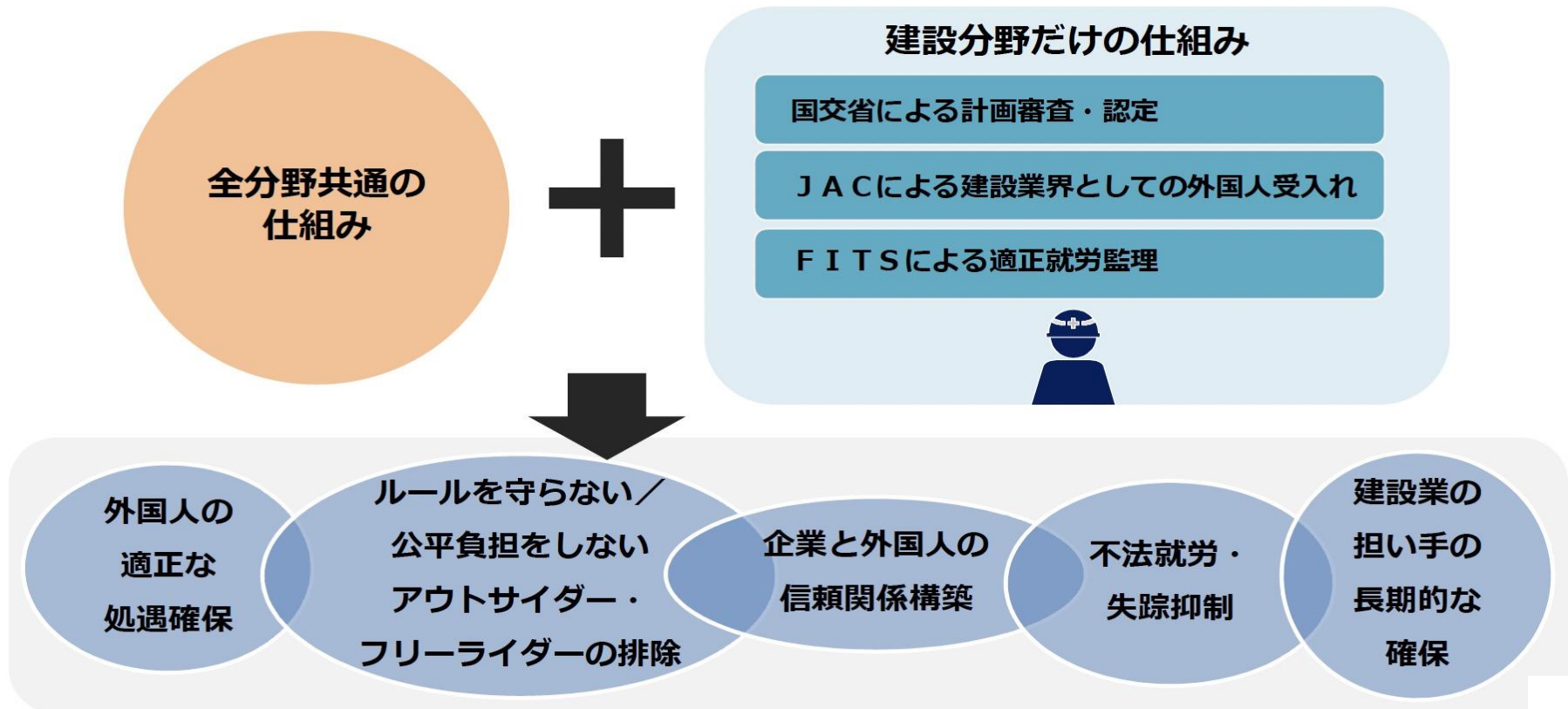
**建設業許可を要件化
受入人数枠の設定**

国交省の取り組みによる参考

建設分野における外国人の適正な就労環境確保の仕組み



- 技能実習生失踪者の約 4 割を建設分野が占めていたことなどを踏まえ、建設分野における特定技能外国人の受入れにあたっては、**他分野にはない、建設分野独自の適正な就労環境確保の仕組みを構築**
- 民間の取り組みのみに任せきりにすることなく、**業所管省庁である国土交通省の指導のもと、建設業の業界団体が立ち上げたJAC、そして適正就労監理機関であるFITSが外国人の受入れに適切に関与し、**受入企業と特定技能外国人材の双方が安心して雇用・就労できる環境を整備****



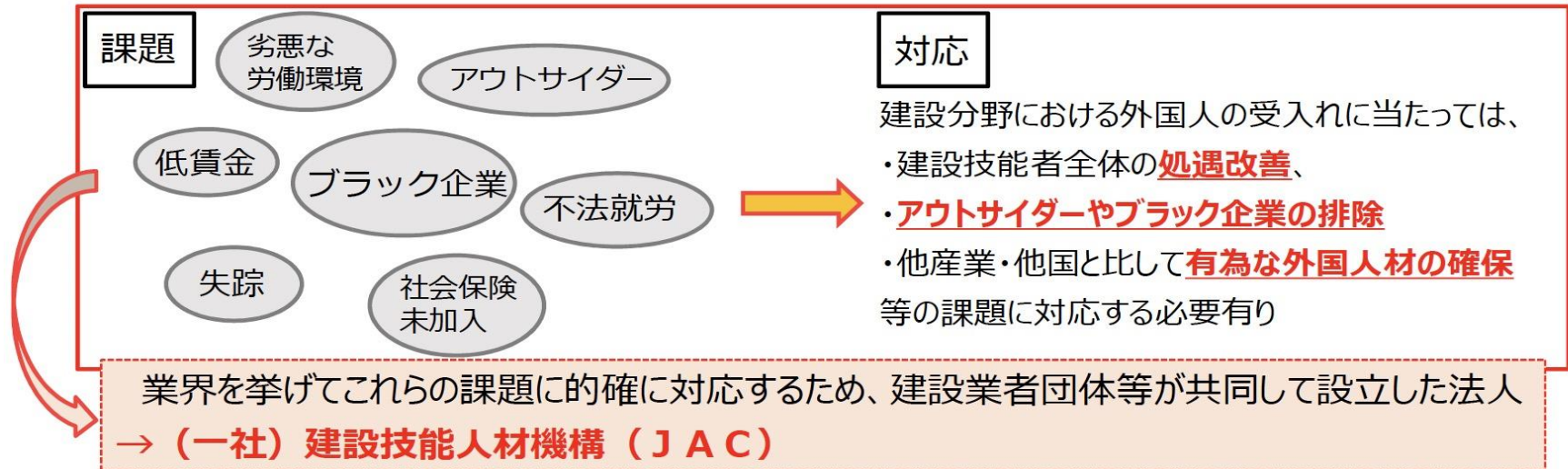
国交省の取り組みによる参考

企業は外国人に対して10つの支援を行う必要があります。監理団体の支援が必須である技能実習とは異なり、**特定技能**では自社で責任を持って支援を行う必要があります。一定の要件（※）を満たせば受入企業自ら全ての支援を行うことも可能ですが、建設分野では、**JAC／FITSのサポート**を利用することもできます。 ※外国人支援の実績や過去の法令違反がないこと等



国交省の取り組みによる参考

（一社）建設技能人材機構（JAC）の役割



✓ （一社）建設技能人材機構（JAC）の役割

全ての受入企業が所属！
多数職種が正会員団体として加入！
国土交通大臣の登録団体！

公正競争・適正就労の
ルール遵守・ルールを
守らない企業の排除

- ・外国人受入に係る行動規範（次ページ）の遵守徹底
- ・適正就労監理機関と連携し、1号特定技能外国人へ就労支援

民間職業紹介
事業者の役割を
代替

- ・無料職業紹介事業
- ・特定技能1号評価試験合格者の就職あっせん